

70歳未満の方の自己負担限度額

適用区分	所得区分(注1)	自己負担限度額
ア	旧ただし書き所得(注2) 901万円超 及び未申告(注3)	212万円
イ	旧ただし書き所得(注2) 600万円超～901万円以下	141万円
ウ	旧ただし書き所得(注2) 210万円超～600万円以下	67万円
エ	旧ただし書き所得(注2) 210万円以下	60万円
オ	住民税非課税(注5)	34万円

70歳～74歳までの方の自己負担限度額

平成27年8月から平成30年7月まで

	所得区分(注1)	自己負担限度額
現役並み 所得者	課税所得 145万円以上	67万円
一般	課税所得 145万円未満(注4) 及び未申告(注3)	56万円
低所得Ⅱ (注5)	住民税非課税	31万円
低所得Ⅰ (注6)		19万円

平成30年8月以降(注7)

	所得区分(注1)	自己負担限度額
現役並み Ⅲ	課税所得 690万円以上	212万円
現役並み Ⅱ	課税所得 380万円以上～690万円未満	141万円
現役並み Ⅰ	課税所得 145万円以上～380万円未満	67万円
一般	課税所得 145万円未満(注4) 及び未申告(注3)	56万円
低所得Ⅱ (注5)	住民税非課税	31万円
低所得Ⅰ (注6)		19万円

- (注1) 所得区分の判定は、計算期間の末日(1～7月の場合は前々年、8月～12月の場合は前年)の所得により行います。
- (注2) 同一世帯の国民健康保険加入者(擬制世帯主を除く)各人の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額を合計した額です。(旧ただし書き所得)。
- (注3) 住民税未申告者がいる世帯は、所得区分の判定ができないため、70歳未満の方は適用区分「ア」、70歳～74歳までの方は所得区分「一般」の扱いになります。
- (注4) 同一世帯の国民健康保険加入者(擬制世帯主を除く)各人が課税所得145万円未満の70歳～74歳までの方がいる世帯の所得区分です。平成27年1月2日以降に70歳になった方を含む世帯で、70歳～74歳までの国民健康保険加入者(擬制世帯主を除く)各人の旧ただし書き所得(上記(注1)参照)の合計が210万円以下の場合も所得区分「一般」になります。
- (注5) 同一世帯の国民健康保険加入者(擬制世帯主を含む)全員が住民税非課税の世帯です。
- (注6) 同一世帯の国民健康保険加入者(擬制世帯主を含む)全員が非課税で、各人の所得が、必要経費及び控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円になる世帯の所得区分です。
- (注7) 70歳から74歳までの方(所得区分が現役並み所得者及び一般)の自己負担限度額が変更になります。